

奈良県と三宅町との大和平野中央プロジェクトの推進
に関する協定書の一部変更に係る覚書

令和3年5月27日付けで奈良県（以下「甲」という。）と三宅町（以下「乙」という。）との間で締結した「奈良県と三宅町との大和平野中央プロジェクトの推進に関する協定書」の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

第2条中「まちづくり」の次に「(以下「まちづくり」という。)」を加える。

第3条の次に次の1項を加える。

- 2 前項の地区において、甲が実施する事業の検討対象とする当該地区の位置及び区域（以下「事業区域」という。）は別紙1のとおりとする。ただし、別紙1に掲げる事業区域にあっては、甲のまちづくりの構想・計画策定に応じ、甲及び乙が協議のうえ、変更することができるものとする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（役割分担）

第4条 甲及び乙の役割分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

- 甲 甲が策定するまちづくりの構想・計画に関すること
乙が策定するまちづくりの構想・計画の支援に関すること
事業区域の用地取得に関すること
事業区域において、甲が必要と認める施設の整備に関すること
乙 乙が策定するまちづくりの構想・計画に関すること
甲が策定するまちづくりの構想・計画の支援に関すること
甲の用地取得への支援に関すること
まちづくりに附随する乙が必要と認める施設の整備に関すること

（予算の確保）

第5条 甲及び乙は、前条に規定する役割分担に基づく取組に必要な予算

の確保に努めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年10月22日

甲 奈良市登大路町 30 番地
奈良県知事 荒井 正吾

乙 磯城郡三宅町大字伴堂 689 番地
三宅町長 森田 浩司